

## **[事案 29-141] 手術給付金支払請求**

・平成 30 年 2 月 20 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める「手術」に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

経尿道的尿管ステント留置術を受け、その後経尿道的尿管ステント抜去術を受けたので、平成 19 年 5 月に契約した生活習慣病保険に基づき給付金を請求したところ、留置術に対しては手術給付金が支払われたが、抜去術については約款に定める「手術」に該当しないとして手術給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、抜去術に対しても手術給付金を支払ってほしい。

- (1)留置術も抜去術も全く同じ器具、同じ方法で行われている。
- (2)抜去術も治療目的に行う手術である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)経尿道的尿管ステント留置術は、約款別表で定める「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」に該当するが、経尿道的尿管ステント抜去術は、生体に操作を加えるものではないため、約款が規定する「手術」には該当しない。
- (2)生体に操作を加えるとは、患部を切除したり、組織や器官の形を整えたりするなどの方法により、患者の身体の一部を変化させ、機能改善を図ることを意味するものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、経尿道的尿管ステント抜去術は約款で定められた手術給付金の支払要件（「治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えること」）を満たすものとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。